



9月 (No. 78)

発行/越路町役場(新潟県三島郡越路町) TEL(来迎寺)代 300番 ■印刷/北越印刷株式会社



取 り 入 れ

九月ともなると、庭のすみから、すず虫やまつ虫の音がきこえてきて、口ぐせになっていた「暑い…暑い…」という言葉も少なくなりました。

日中はまだ気温が高いようですが、空気中の湿度が低いので、べたついた皮膚も、さらっと洗われたような、快適な秋の気配が感じられます。

今年も米作農家にとっては、休耕や転作、また苗代期の予想されなかったような冷害など、色々課題の多かった年でありましたが、とにかく稲は重そうに穂をつけ、農家は忙しい活気のある時期を迎えています。

町 の 人 口	
住民基本台帳人口(7月末日現在)	2,953
世帯数	13,702人
内 男	6,661人
内 女	7,041人
7月の住民移動状況	
出生数	11人
死亡数	11人
転入数	11人
転出数	7人
転入超過	4人
転出超過	16人
転入超過	8人
転出超過	8人

- ▼新町議会議員決まる
- ▼塚山保育所「虹の家」建設着工
- ▼県青年大会バスケット二年連続優勝
- ▼児童手当の支給
- ▼ごくろうさまです安全運転願います
- ▼熱戦が展開

今月の主な内容

学校給食で臨時調理員募集…

一、勤務場所 西部給食センター(塚山小学校内)

二、採用期間 十月一日より翌年の三月三十一日まで

三、待遇 日額 一、〇〇〇円 通勤手当支給

四、募集人員 女子一名(年令不問)

五、連絡 希望者は塚山小学校又は町教育委員会へ

新潟県警察官、同交通巡視員の募集…

新潟県では、明年(四十七年)四月採用の男子警察官および交通巡視員(男女とも)を次の要領で募集しております。

募集期間 昭和四十六年八月二日から九月三十日まで

採用試験日時、場所(第一次試験)

とき 昭和四十六年十月三日(日)、午前九時から

ところ 長岡市南町二丁目一番一号 市立南中学校

資格 警察官、交通巡視員とも昭和四十七年四月一日現在、十八歳以上二十八歳未満の者

学歴等 警察官A 大学卒業者(昭和四十七年三月卒業見込みを含む) 警察官B 短大、高校卒業

業者(同右およびこれと同等程度の学力を有するもの)

体格 警察官 身長百六十cm以上、体重四十七kg以上で健康な方

交通巡視員 男子 警察官に同じ

女子 身長百五十五cm以上、体重四十kg以上で健康な方

その他詳細は、もよりの警察署または駐在所にお問い合わせください。

産業育成資金を「ご利用ください」…

越路町産業育成資金の融資を、ご希望される方は次により申込み下さい。

記

貸付対象…町内中小工商業者

貸付期間…一カ年以内

貸付額…五十万円以内

申込期限…九月三十日

返済方法…月払又は一括払

その他…申込用紙は役場産業課商工係、又は商工会にあります。

お 各各種公害の防止、処理設備を行う方も、この制度をご利用下さい。

記

1 貸付金額…十万元以上五百万円以下

2 貸付率…設備に要する金額の四十五%~五十%

3 貸付金の利子…無利子

4 償還期間…原則として五年

5 償還方法…一年据置き四年均等の年賦償還

申請書は役場産業課にあります。くわしいことは役場、あるいは商工会にお問い合わせ下さい。

「高卒者職業情報室」を長岡公共職業安定所に設置…

高等学校を卒業するご子弟については父兄、学校ともそれぞれの立場で、進路決定について助言指導を行っておられることと思います。

このたび長岡公共職業安定所では、父兄、学校の子弟指導と相まって、子弟自身が、自己の適性理解と地域社会における企業の実態について

情報を得る場として、所内に「高卒者職業情報室」が設置されました。

情報室は次のように構成されており、父兄も、ご子弟も気軽に利用し将来の幸をつかむ足がかりとして下さい。

構成…職業情報コーナー

・求人コーナー…企業案内

・コーナーの三コーナーから構成されています。

・コーナーの説明は…(1)職業情報コーナー…職業選択における参考図書、就職ガイドブックが整備格納されており、

(2)求人コーナー…高卒者採用希望企業の、雇用労働条件が明確に記入された求人票が整理格納されており、

(3)企業案内コーナー…高卒者採用希望の個々の企業の、営業、事業内容、製品を盛り込んだ要項が、整備されており、

職業相談…ご子弟の適性と職業について、助言、援助等を、職業相談は希望の方にあります。

利用日及び時間…月曜から土曜日まで、但し祝日は除く。午前八時三十分から午後五時まで、土曜は正午まで。

選挙人名簿縦覧のお知らせ…

選挙管理委員会では九月十一日から十五日までの間、九月一日現在で新しく登録される方々の選挙人名簿を越路町役場で縦覧いたします。

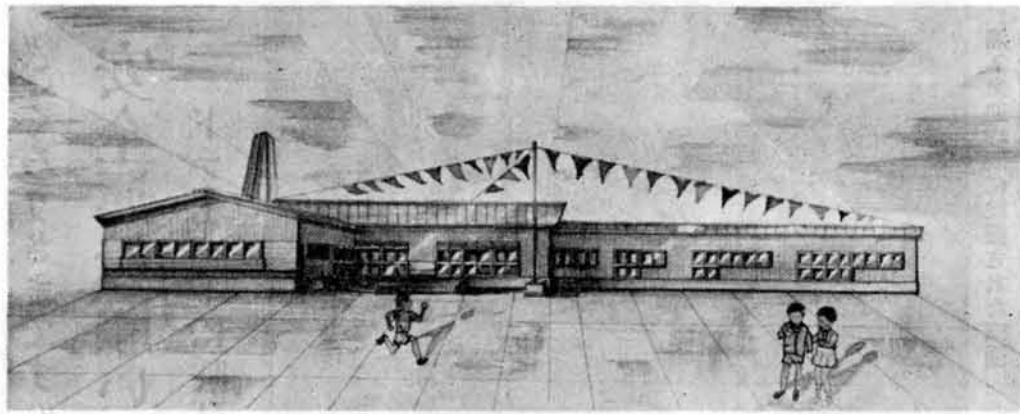
今回登録される方々は次のとおりです。

1 今年六月一日まで転入し、九月一日現在二十才以上の者。

2 昭和二十六年八月十日から同年九月二日までに生れ、とし六月一日以前から引き続き住民登録のある選挙人名簿は住民基本台帳をもとにつくることになっており、住民登録のしていない人は選挙人名簿には登録されませんのでこの機会に前記以外の人も縦覧して登録してあることを確かめてください。

九月の危険物収集日程

部 名	9 月	部 名	9 月
野島	5日(日)	塚山	17日(金)
ケ浦	10日(金)	菜 動 野	20日(月)
谷島	12日(日)	計	25日(土)
谷島	17日(金)		30日(木)
岩釜			7日間
神中			
藤西			
中末			
朝沢			



塚山保育所「虹の家」、完成予想図

塚山保育所

「虹の家」建設着工

いま町内には、町営保育所が五カ所ありますが、これらはみんな「へき地保育所」として運営されており、設備は簡易なものです。今年、塚山に県知事より認可を受け、ほふく室や遊戯室など基準どおりに設備された保育所が建設されることになり、町の児童の福祉も新しい段階に入りました。

越路町に初めて、木造一部鉄骨平家建て総床面積五百十平方メートルの舎屋が、よい子達に楽しい夢と希望を与え親しまれて行くよう、愛称を「虹の家」と呼ぶこととして建設されます。敷地の埋め立て工事は町内業者西脇砂利店が入札により

二年連続優勝

第19回新潟県青年大会が去る八月二十一日、二十二日に三条市で選手役員総勢千八百人が参加して開催されました。バスケットボール女子の部に中越

県青年大会 女子バスケット

代表として、当町より選手団(十三名)を派遣し、善戦健闘の結果、昨年に引続き県優勝の栄冠を勝つことができました。試合結果は次のとおり。越路(4329)十日町(1915)越路(6328)佐渡(2028)

児童手当 制度の実施 (越路は二勝で優勝決定) 派遣選手、監督松本達夫。コーチ末武まゆみ。選手加藤久美子、山崎洋子、坂口貴美子、桑原洋子、林幸美、鷲頭孝子、佐藤富子、本田美恵子。 三千円の児童手当が支給されます。ただしその人が高額の所得がある場合には、支給されないことになっていきます。昭和四十六年度では扶養親族等五人の場合で前年の収入が二百万円以上であるときは支給されません。 なお支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することにしており、最初の年(昭和四十七年一月)昭和四十八年三月)はこれを五歳未満の児童とし、昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは十歳未満の児童にひろげ、昭和四十九年四月からは義務教育終了前の児童となります。 三、支給を受ける方法 児童手当の支給を受けようとする人は、役場に申し出て町長の認定を受けていただきます。 認定されれば、毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの手当がまとめて町から支払われます。昭和四十七年一月分と二月分の児童手当は三月に支払われます。 なお、公務員については、国、地方公共団体、三公社において直接、認定および支給が行われます。 また、この認定等の事務は国民年金係が担当します。不明の点がありましたらお問い合わせください。

新町議会議員決まる

—はげしかった選挙戦—

8月8日、町議会議員の一般選挙が行われ、26人の新しい議員が選ばれました。

8月1日の告示と同時に32人の立候補者があり、最高気温が連日更新される猛暑の中で、最も身近な選挙だけに町民の関心も高く「町づくり」に向っての意見や論戦のあるはげしい選挙戦が展開されました。

投票の結果も、96%と高い率を示しました。つぎにこの選挙で新しく

町議会議員に当選された26人のかたをご紹介します。紹介する事項は、氏名、年令、住所、職業の順

です。(五十音順 敬称略)

Grid of 26 portraits of council members with their names and details. Includes a table of election results: 選挙当日有権者数 (男4,418人, 女4,948人, 計9,366人), 投票者数・投票率 (男4,248人(96.15%), 女4,751人(96.02%), 計8,999人(96.08%)), 内有効投票8,965票, 無効投票34票.

安全運転願います

ドライバーに呼びかけ



浦来迎寺間に設置された交通安全指導所

夏の交通事故防止運動を推進するため、この運動期間中各所で交通安全指導所が開設されました。

「ごくろうさまです、ただいま交通安全指導所を回っています、安全運転をお願いします」と声をかけられ、どの車もニコニコとうなずきながら走りさってゆきました。

りつめる中、警察と町、町の交通安全協会が一体となってお盆の帰省客や、行楽、海水浴帰りのドライバー一人一人にチラシなどを配り、安全運転、事故防止を呼びかけました。

遠くから長い距離を運転してきた人、行楽帰りの人、仕事で運転中の人、警察官の停止の合図でチョッ



大石組チームと 役場チームの対戦

町内職場スポーツの振興と健康、体力増進のため、職場対抗野球リーグ戦が去る五月三十日より開幕されました。各チームとも一試合総当たりリーグ戦で、土、日、夕方と各球場で熱戦が続いています。

参加チームと八月二十日現在の戦績は次のとおり。
大石組 (三勝一負)、役場 (二勝三負)、越路縫製 (一勝二負)、岩塚製菓 (二勝)、朝日山 (一勝)、来迎寺農協 (三負)、新栄ニット (一勝一負)、

熱戦が展開

町内職場対抗野球

なお十月十日(体育の日)に最終戦を行う予定。

教育長に 山本義男氏



山本 義男氏

七月二十五日付で教育委員の高橋友二郎氏と金子友衛氏が一身上の理由により教育委員を辞職されました。新たに山本義男氏と井上直樹氏が就任され、教育委員の

七月二十八日、役場の議場で十年年金の支給開始を記念して、国民年金証書の伝達式が行なわれました。議会の経済、社会委員及び役場各課長列席のもとに、勝又町長より

互選により、委員長には長谷川潤二郎氏、教育長には山本義男氏がそれぞれ就任されました。
教育委員
辞職(昭46・7・15)
高橋友二郎
金子 友衛
新任(昭46・7・26)
山本 義男
井上 直樹
教育委員長(昭46・7・26)
長谷川潤二郎
教育長(昭46・8・1)
山本 義男

それぞれ証書を手渡され、どなたも感激でいっぱい面持がうかがえました。第一号として証書を交付された方々はそのつぎのとおりです。
浦 西脇 たつ
沢下条 長東清一郎
東谷 永井福次郎
塚野山 飯塚 七蔵
飯塚 中静 喜平
写真は年金証書の伝達を受ける西脇たつさんです。



制 出 制 老 齡 年 金 第 一 号

早くなった速達郵便物の転送—郵便物の受取人が転居をした場合、郵便局に転居届が出されていれば、郵便物は移転先に転送されます。この取扱いは、転居届が出されてから一年間有効です。現在、速達郵便物の転送は速達で行なっています。(速達の転送料はいりません。)郵便には郵便番号をお忘れなく。



空高くひびく鎮守の宮太鼓豊年祝ふ氏子集いて
高野市良

こしじの

文化財探訪 (12)

温 古 知 新

過去十一回(実内容十回)にわたり越路町の文化財を訪ねて、早くも一カ年になりまして、この回でひとまず筆をおくことにしたい。浅学非才、多忙の筆者で要を得なかつたであろうに、愛好の読者から、激励をいただきながら、一年間の大任を果し得たことを、厚くお礼申し上げます。

幸いに郷土の先覚者、大平与文次先生が、明治の中頃に「温古之楽」を残してくれたことよって、手探ぐりなが

らも、郷土史を考えることができたことを感謝

せすにはいられない。わずかながらも、訪ねてきた文化財の一つ一つに、越路町の歴史が秘められており、大切に保存しなければならぬものばかりである。この外にも数限りない多くのものがあるはずであるが、とうてい私ごときものが、調べあがることは不可能に近いことである。

「温古知新」古きを温ねて新しきを知る。日まぐるしい日常の生活に、時として私達は明日を考えるが、昨日のこ

とはなかなかふりかえれないものである。しかし現在も未来も、すべて過去の歴史の上になりたっていることをおもふとき、その歴史を裏付ける文化財の一つ一つに、いい知れぬ懐かしさと、尊敬を感じるのです。どうか町民の皆様も、うるおいある日々を、幸せの明日のために、知られざる文化財を大切に保存し、生きた活用方法を考えて、越路町発展の一助にしたいです。

(深井義春)



敬老の日・秋分の日

十五日は「敬老の日」です。この日にかぎって老人向きのごちそうやサービスなど、かえって水くさいというものです。この日を機会に、何かたのしみになる贈り物とか、作るよろこびを持たせるものなど考えて選んで差しあげたいものです。二十四日は「秋分の日」。二十五日は土曜日をはさんで誤りのないようにしてください。

でサラリーマンにとつてはうれしい飛び石連休です。秋分の日、秋の彼岸の中日で、祖先をうやまい亡くなった人々をしのぶ日です。暑さ寒さも彼岸まで...この日を境に残暑もうすすぎ、秋の気配がぐっと濃くなり、露もつめたく、洗たく物も乾きにくくなります。

印 紙 税

まちがいやすい

印紙税は、不動産売買契約書、金銭借用証書、領収書、委任状、判取帳などの文書にかかる税金です。印紙税はふつうこのような文書を作った人が、その文書ごとに定められている税金相当額の印紙をはり、消印して納めます。印紙税のかかる文書は、種類がたくさんあり、また同じ種類の文書でも記載されている金額によって印紙税額が違ってくる場合があります。そのため印紙をはり忘れたり、金額の違う印紙をはりたりすることよくあるようです。そこで、まちがいやすい例をあげてみましたので、ご参考のう

たとえば、請求書に「相済」「了」などと書いたものでも受取書として印紙をはらなければなりません。また覚書、念書のような文書も契約書としてその内容に応じた印紙をはらな

たときは、それにも印紙税がかかります。三、一つの取引について文書を二通以上作成した場合に、その全部に印紙をはらなければなりません。たとえば、不動産売買契約書を

印紙をはらなければならぬ文書かどうか、また、いくらの印紙をはらうかは、ご遠慮なく税務署におたずねください。